

仙北市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求「秋田県仙北市職員措置請求書」の監査結果を、別紙のとおり公表する。

平成28年 8月 4日

仙北市監査委員 戸 澤 正 隆

仙北市監査委員 八 柳 良 太 郎

秋田県仙北市職員措置請求書

監 査 結 果 報 告 書

仙 北 市 監 査 委 員

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成28年6月8日である。

3 請求の要旨

(1) 請求の対象となる執行機関、特別職、関係職員

仙北市長、副市長、総務部長、観光商工部長、商工課長、建設部長、会計課長、財政課長、農林部長、総合産業研究所長、並びに事業関係職員

(2) 平成25年から平成26年、平成27年、平成28年度に渡り、株式会社■■■の企業誘致に当たり市税総額2億6千万円支出行為した。

(3) 同行為に当たり、株式会社●●●から紹介された企業であったが、市独自の企業調査を行わず更らに市の担保保全措置を取らず、又法律上拘束力を伴わない「覚書」文書を2度交わした。

(4) 同行為終了後、株式会社■■■代表取締役が平成28年4月14日付、企業進出断念の文書を市に提出した。これ迄、同企業誘致に当たり、仙北市が投資した総額2億6千万円の資金回収が困難となった。

(内訳) 用地買収費、土地造成工事、市道拡幅工事、農業用水路付替工事、上水道工事、電気設備工事(配電)の各費用及び株式会社■■■東京本社、東北工場、秋田県庁、株式会社●●●本店等出張旅費、交際費、食糧費他。

又、今後仙北市が同社を相手方とし、損害賠償請求訴訟を起こした場合、同予定地が長期に渡り未利用地となる恐れがある。更に今後仙北市が同社を相手方として損害賠償請求訴訟(裁判)を起こした場合、同造成地が長期に渡り未利用地となる恐れがある。

(5) 株式会社■■■企業誘致事業執行に当たり、結果的に2億6千万円もの市税(一般財源)が使われ、それらの最高責任者としての仙北市長に対し、市の被った損害に対し、一定額の補填を求める。

以上地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(以上、原文のまま掲載)
(別紙「事実証明書」略)

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 平成25年から平成26年、平成27年、平成28年度に亘り、株式会社■■■の企業誘致について、企業誘致事業に関わる公金の支出を全体として一体とみてその財務会計処理上の支出に違法性・不当性の事実があるかどうか。

2 監査対象部課及び関係人

観光商工部商工課を監査対象とし、関係書類を調査するとともに、他事業関係職員の事情聴取を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人より平成28年6月13日（証2・略）、6月14日（証3・略）、15日（証4・略）に事実証明書の追加提出がなされた。

また、請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年7月21日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな事実証明書（証5・略）が提出されるとともに、請求内容の補足説明がなされた。

4 請求書の補正及び事実証明書の追加提出

請求人は、平成28年6月13日の事実証明書（略）追加提出時において、請求書を補正した。

また、陳述において平成28年6月13日に訂正された請求書の字句訂正及び「2億6千万円」を「3億5千万円」への補正を行ったほか事実証明書（略）を提出した。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

株式会社■■■の企業誘致における財務会計処理上の支出に関する違法性並びに不当性の事実は認められない。したがって、秋田県仙北市職員措置請求書に関する請求人の主張については地方自治法第242条第1項で規定している財務会計上の行為に係る住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法と認め、これを却下するのが相当と判断する。

以下、その理由について述べる。

1 請求人の請求書及び陳述の要旨

- (1) 請求人は「平成25年から平成26年、平成27年、平成28年度に渡り、株式会社■■■の企業誘致に当たり市税総額3億5千万円支出行為した。」と主張している。
- (2) 請求人は「覚書については、法定拘束力のないものであり、担保保全措置もとらず、ずさんな処理であり市長個人の特別背任行為にあたる。2回目の覚書以降の支出は認められない。最高責任者である市長個人に対して一定額の補填を求める。」と主張している。
- (3) 請求人は「平成27年1月から4月に支出された同事業における食糧費・交際費の有無について、監査してほしい」と要求している。

2 事業関係職員の陳述の要旨

- (1) 「株式会社■■■の企業誘致に関する事業予算執行にあたり、3億5千万円が投入されている。」について、観光商工部商工課は「概ね2億5千万円の支出はなされているが、3億5千万円までの支出はない。」と説明している。
- (2) 「覚書については法的拘束力のないものであり、担保保全措置もとらず、ずさんな処理であり市長個人の特別背任行為に当たる。2回目の覚書以降の支出は認められない。最高責任者である市長個人に対して一定額の補填を求める。」について、観光商工部商工課は「2度目の覚書締結の際、市からは企業立地協定書の締結を依頼し、造成工事完成後に同協定書を締結することで了承を得た。造成工事の完成後がスタートであり、市の準備が整っていない段階では、協定締結や担保保全措置を求めることは難しい。」と説明している。
- (3) 「平成27年1月から4月に支出された同事業における食糧費・交際費の有無について」について、事業関係職員は「食糧費・交際費については該当する支出行為はない。」と説明している。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、関係書類の調査及び陳述並びに事業関係職員の説明を総合して、以下のとおり判断について述べる。

(1) 「平成25年から平成26年、平成27年、平成28年度に渡り、株式会社■■■の企業誘致に当たり市税総額3億5千万円支出行為した。」について、次のとおり判断する。

本件について請求人より提出された事実証明書において、総額3億5千万円の支出確認ができず、十分な証拠が示されているとはいえない。

また、法第242条第2項は、住民監査請求の期間について「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。請求人は、株式会社■■■が進出計画断念を伝えてきた文書受取（提出）日（平成28年4月14日）を一連の全体事業が終わった日としていると思われる。このことから提出された証拠書類及び事実証明書については監査を行ったが、すべて財務会計上の支出行為に基づくもので、違法・不当な行為は見当たらなかった。

(2) 「市独自の企業調査を行わず更らに市の担保保全措置を取らず、又法律上拘束力を伴わない「覚書」文書を2度交わした。」について、次のとおり判断する。

一般的に、住民監査請求は財務会計行為自体に違法・不当があるか否かが監査の対象となるものであるが、本件措置請求においては企業誘致における支出行為の違法・不当行為には何ら言及せずその前提である市独自の企業調査の未実施、担保保全未措置、覚書の締結における非財務会計行為が違法・不当行為であると主張しているものと解する。

先行行政行為（非財務会計行為）の違法・不当が、後行行政行為（財務会計行為）に承継されることとなるのは、当該財務会計行為の前提ないし原因となる先行行政行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、その原因行為を前提となされた職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する場合に限られると解するのが相当である（最高裁平成4年12月15日判決（昭和61年（行ツ）133号）及び最高裁平成20年1月18日判決（平成17年（行ヒ）304号））。

企業調査においては、独自調査ではないものの財務諸表・取引先等の一定の調査を市でできうる範囲内での調査は実施している。担保保全措置においては工業団地の準備段階において誘致企業側に担保を求める事例がな

いほか、土地造成後に無担保で企業を誘致するケースもあることから手続等に著しく合理性を欠いたとは認められない。また請求人が主張する「『契約書もしくは約定書の締結』でなく法律上拘束力を伴わなかったとする『覚書』の締結」においても著しく合理性を欠いたとは言えずまた、いずれの件に関しても法令等の違反があるとは認められない。

なお、同事業における食糧費・交際費の支出の有無については住民監査請求の意図に反しており、それにおける事実証明書の提出もなかったことから行う理由がないものとする。

以上検討したところからすれば、請求人は、株式会社■■■の企業誘致に関する支出についての財務会計上の違法・不当についての提示はなく、その先行行政行為たる企業調査の未実施、担保保全未措置、覚書の締結においても著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過しえない違法・不当が存在するとは言えない。

よって請求人の主張は、住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法と認め、本件措置請求はこれを却下する。